

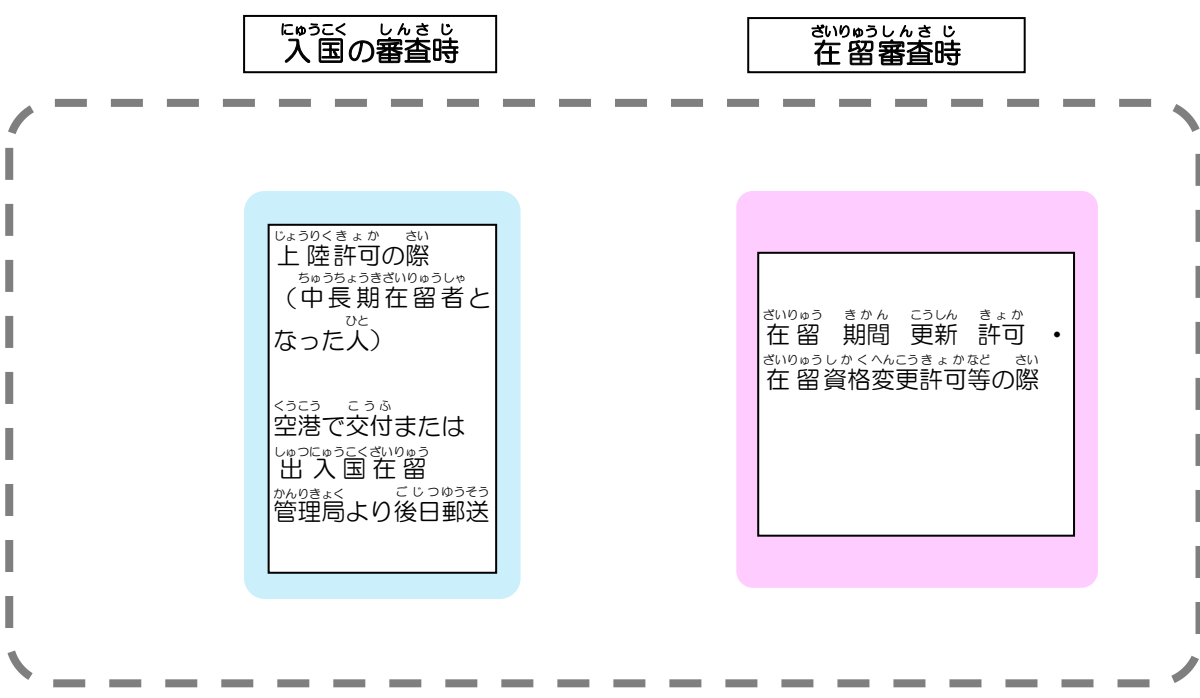
# IV 在留管理制度・外国人住民基本台帳制度・結婚・離婚

## IV-1 在留カード

在留カードは、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人に交付されます。在留カードを交付される「中長期在留者」とは、次のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3カ月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

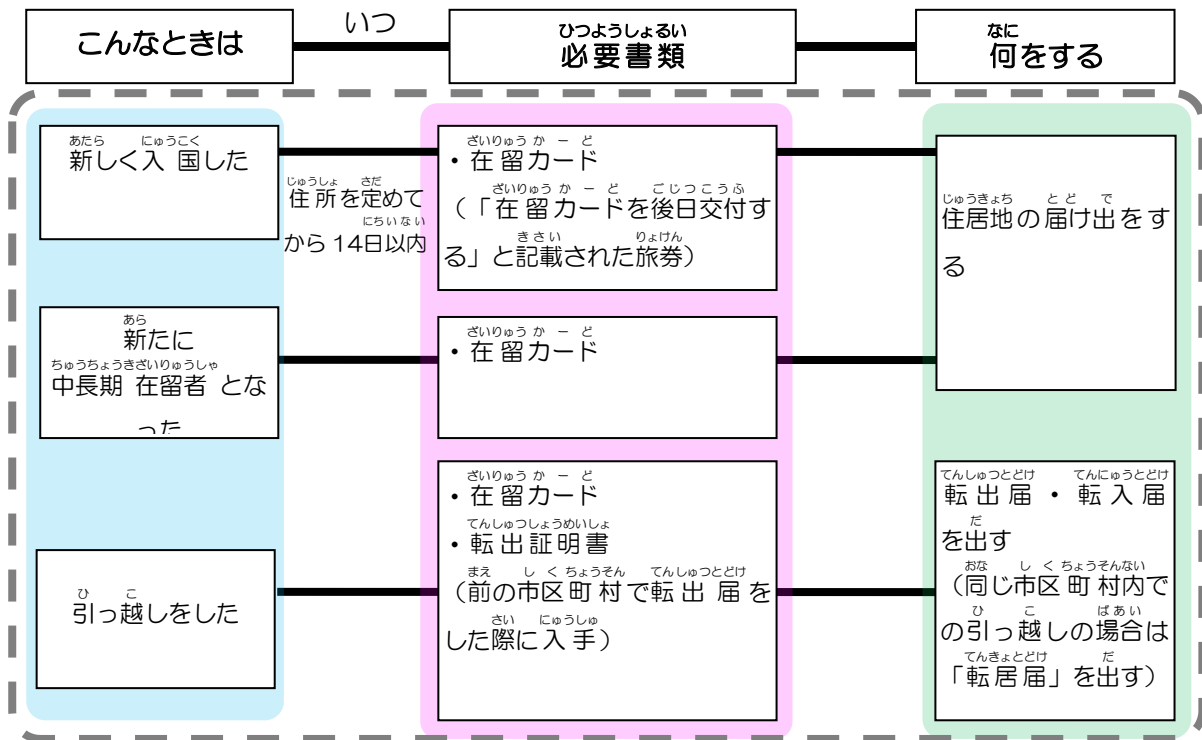
### 1. 在留カード交付



在留カードは新規に上陸許可を受けた場合、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの時に交付されます。

在留カードはいつも携帯しなければいけません。警察官などから提示を求められた場合は、見せる必要があります。ただし、16歳未満の方は在留カードをいつも携帯する必要はありません。

## 2. 市区町村での手続き

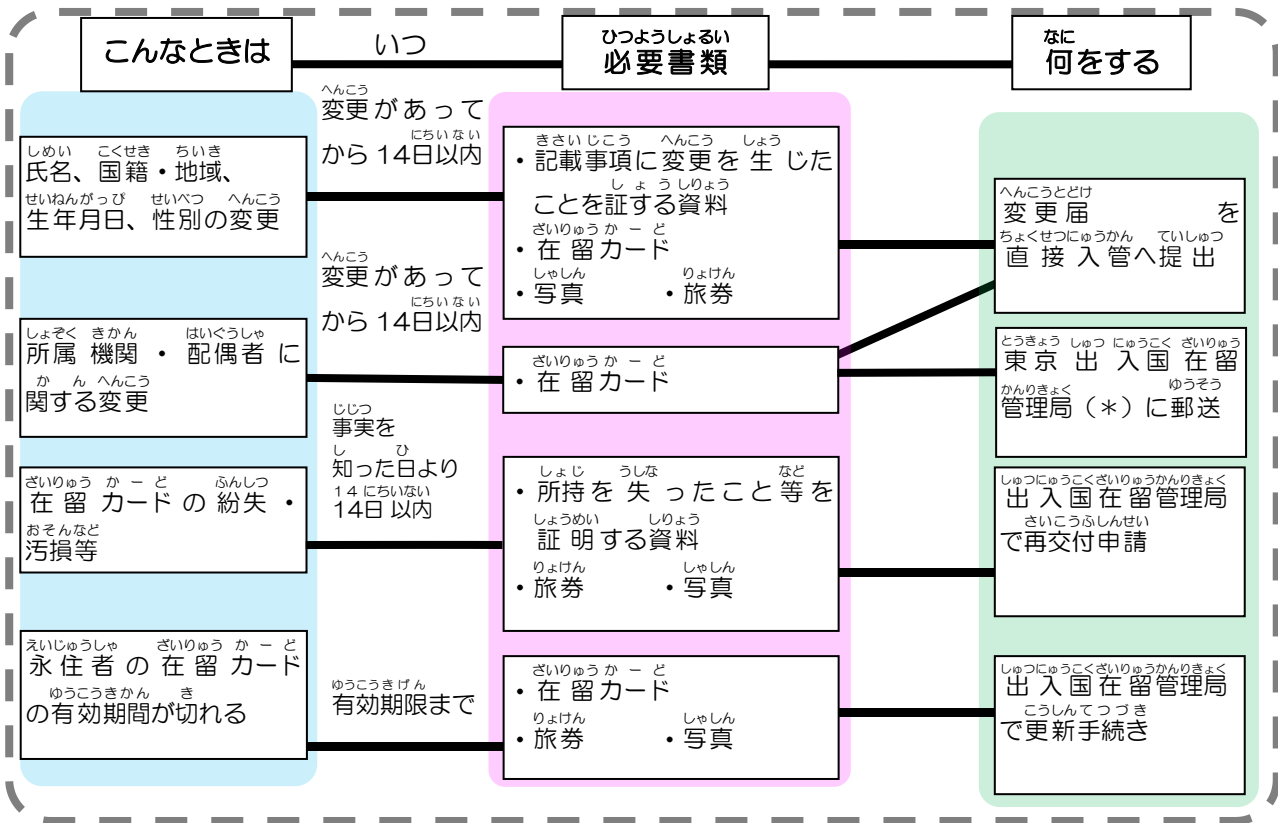


かんさいくうこう なりたくうこう はねたくうこう ちゅうぶくうこう しんちとせくうこう ひろしまくうこう ぶくおかくうこう じょうりくきょか  
関西空港、成田空港、羽田空港、中部空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港では、上陸許可により、中長期在留者になった場合は、在留カードが交付されます。その他の空海港などから入国する場合は、あなたが住居地を市区町村に届け出をしてから在留カードがあなたの所に郵送されます。

ざいりゅうかーど かおしゃしん しめい こくせき ちいき せいねんがっぴ せいべつ じゅうきょち ざいりゅうしかく ざいりゅうきげん  
在留カードには、顔写真、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、住居地、在留資格、在留期限、就労制限の有無、資格外活動許可を受けている時はその旨が記載されます。このうち、住居地に関する手続きは市区町村に届出をします。

あた まち ひっこし ばあい まえ しくちょうそん やくば てんしゅつとどけ おこ こ しんじゅうきょち いてん  
新しい町へ引っ越しをする場合は、前の市区町村の役場で転出届を行い、その後、新住居地に移転した日から14日以内に新しい市区町村で転入届を行います。その際、在留カードと一緒に転入・転居届をすれば、出入国在留管理局へ住居地変更の届出はする必要はありません。

### 3. 地方出入国在留管理官署での手続



#### (1) 変更の届出

在留カードに記載されている事項のうち、氏名、国籍・地域、生年月日、性別が変わった場合は14日以内に直接出入国在留管理局に届出をします。この場合は、新しい在留カードが交付されます。あなたが、「技術・人文知識・国際業務」など就労をするための在留資格を持っている場合や、「留学」など学ぶための在留資格を持っている場合で、所属する機関（雇用先、学校など）が変わった場合は14日以内に変更の届出を直接出入国在留管理局で行うか、東京出入国在留管理局で（\*）に郵送します。もしあなたが配偶者として「家族滞在」、「日本人の配偶者等」などの資格で在留しており、配偶者が死亡したり離婚した場合も、同様に14日以内に届出をします。

（\*）送付先 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

#### (2) 在留カードの再交付

在留カードを失くしたり、盗難などにあった場合は、警察署や消防署からの証明書を持って、14日以内に直接入管で再交付を申請します。

#### (3) 永住者等の在留カード更新

在留カードの有効期間の更新申請については、16歳以上永住者の人又は高度専門職2号の在留資格の人は有効期間が終わる2カ月前から、16歳未満の人で在留カードの有効期間が16歳の

誕生日となっている人は、16歳の誕生日から6カ月前から申請できます。16歳以上の永住者以外の中長期在留者の方の在留カードは在留期間の満了日まで有効です。

#### 4. 外国人住民に係る住民基本台帳

外国人の方も住民基本台帳に記載されています。住民票には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の氏名などの他、国籍・地域、在留資格、在留期間などが記載されます。また、在留カードには通称名は記載されませんが、住民票には通称名を記載する欄があります。「住民票の写し（または住民票記載事項証明書）」が交付されます。

住民票は、観光などの短期滞在者などを除いた適法に3カ月を超えて日本に在留する外国人で、居住地がある人に対して作成されます。中長期在留者など下記の人は住民票が作成されます。

1. 中長期在留者
2. 特別永住者
3. 一時庇護許可者または仮滞在許可者
4. 出生または国籍喪失による経過滞在者

日本国籍を持たない子どもを出産した場合は、出生から14日以内に出生届を出します。それにより、居住地の市区町村で「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。この経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に出入国在留管理局で在留資格の取得を申請します。この在留資格取得の許可を受け、中長期在留者となれば、出入国在留管理局で在留カードが交付されます。

#### 5. マイナンバー制度

個人番号（マイナンバー）は12桁の数字からなり、日本に住民票がある人全てに与えられます。マイナンバーは一人一人異なる番号で、原則一生同じ番号を使うことになります。日本国内の社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。日本で初めて住民票が作られてから、2、3週間すると住民票の住所宛てにマイナンバーの通知書（「通知カード」）が郵便（簡易書留）で届きます。また希望者には「個人番号カード（マイナンバーカード）」が交付されます。「通知カード」（紙製、写真無し）や「マイナンバーカード」（ICカード、写真あり）ともに、「住所」や在留カード上の「氏名」等が変更になった場合は14日以内に市町村の窓口で、カードに新しい情報を記載してもらう必要があります。また、在留期間の更新等で在留期間が変更された場合、マイナンバーカードの有効期間の変更手続きも必要です。マイナンバーカードの有効期間更新手続きは、カードに記載された有効期間満了日の3カ月前から申請できます。

マイナンバー総合フリーダイヤル（英語、中国語、韓国、スペイン語、ポルトガル語対応）

\* 通知カード、マイナンバーカード、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止 ☎ 0120-0178-27

\* マイナンバー制度、マイナンバーに関すること ☎ 0120-0178-26

（英語以外の言語については、平日午前9時30分～午後8時までの対応。）

URL <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>